

平成30年10月2日

公示 第359号

村田製作所健康保険組合
理事長 宮本 隆二

当健康保険組合の平成31年度平均標準報酬月額を下記の通り定め、これを平成31年4月1日健康保険法第37条の、任意継続被保険者の標準報酬月額の決定について適用する。

記

1. 平成30年9月30日現在の、全被保険者の平均標準報酬月額
371,297円
2. 標準報酬月額
第26級 380,000円
3. 適用年月日
平成31年4月 1日から
平成32年3月31日まで

以上